

鹿屋市こどものプライバシー保護等設備等支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鹿屋市内の保育所等及び放課後児童クラブにおける幼児・児童等のプライバシーを保護するため又は保護者からの確認依頼等に対応するために設置するパーテーション、カメラその他の設備等の設置を支援するため、予算の範囲内において鹿屋市こどものプライバシー保護等設備等支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することを目的とし、その交付については、保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業の実施について（令和6年1月25日付けこ成総第3号・こ支総第8号こども家庭庁成育局長、支援局長連名通知）別紙「保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業実施要綱」、令和5年度保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業費補助金の国庫補助について（令和6年2月21日付けこ成総第14号・こ支総第15号こども家庭庁長官通知）別紙「令和5年度保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業費補助金交付要綱」、鹿屋市補助金等交付規則（平成18年鹿屋市規則第73号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保育所等 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第39条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園及び法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等を行う施設であって鹿屋市特定地域型保育事業者の確認等及び業務管理体制の整備に関する規則（平成27年鹿屋市規則第21号）第3条の規定による確認を受けた施設をいう。
- (2) 放課後児童クラブ 鹿屋市放課後児童健全育成事業実施要綱（平成18年鹿屋市告示第50号）第5条の契約を締結した放課後児童クラブをいう。

(補助対象者等)

第3条 補助金の補助対象施設は、市内の保育所等及び放課後児童クラブとし、補助金の交付の対象となる者は、補助対象施設を運営する者とする。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象施設において実施される幼児・児童等のプライバシーを保護するため又は保護者からの確認依頼等に対応するために設備等の購入又は更新を行う事業とする。

（補助対象経費）

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業を実施するために導入するパーテーション、簡易扉、簡易更衣室及びカメラ、人感センサーライト等の設備等の設置に係る需用費（燃料費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料）、役務費（通信運搬費及び手数料）、委託料及び備品購入費とする。

（補助金の額等）

第6条 補助金の額は、補助対象施設ごとに補助対象経費の実支出額（補助対象事業に係る寄附金その他の収入があるときは、実支出額から当該収入額を控除した額）に4分の3を乗じて得た額とし、1補助対象施設当たり75,000円を限度とする。ただし、算出した額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

2 補助金の交付は、1補助対象施設につき1回限りとする。この場合において、保育所等の分園は、1補助対象施設として取り扱うものとする。

（補助金の交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、規則第4条の補助金等交付申請書（規則別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 鹿屋市こどものプライバシー保護等設備等支援事業実施計画書（別記第1号様式）
- (2) 鹿屋市こどものプライバシー保護等設備等支援事業収支予算書（別記第2号様式）
- (3) 見積書
- (4) 導入する設備等の仕様が確認できる書類
- (5) 設置場所の概略図及び現況写真

（実績報告）

第8条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助

対象事業が完了したときは、規則第14条の事業実績報告書（規則別記第10号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 鹿屋市こどものプライバシー保護等設備等支援事業実績書（別記第3号様式）

(2) 鹿屋市こどものプライバシー保護等設備等支援事業収支精算書（別記第2号様式）

(3) 納品書、領収書等

(4) 設置後の状況が分かる現況写真

（補助金の返還）

第9条 市長は、補助金の交付を受けた者がこの要綱に違反し、又は不正の手段により補助金を受けたと認めたときは、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

（受給権の譲渡又は担保の禁止）

第10条 補助金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和6年2月22日から施行し、令和5年12月15日から適用する。

2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

3 第9条の規定は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

別記

第1号様式（第7条関係）

鹿屋市こどものプライバシー保護等設備等支援事業実施計画書

年 月 日

鹿屋市長 様

法人名
代表者名

1 導入計画

施設区分		施設名	
住所			
連絡先			
補助対象経費	円		

2 補助対象経費内訳及び所要額

品名	単価	数量	単位	金額
		×		= 円
		×		= 円
		×		= 円
		×		= 円
		×		= 円
補助対象経費①				円
収入額②				円
差引額③ (①-②)				円
補助割合④				3/4
算出額⑤ (③×④)				円
限度額⑥				75,000 円
補助金額【⑤と⑥を比較して少ない額】				円

第2号様式（第7条、第8条関係）

鹿屋市こどものプライバシー保護等設備等支援事業収支予算書（収支精算書）

施設名

1 収入の部

（単位：円）

区分	予算額 (積算額)	摘要
計		

2 支出の部

（単位：円）

区分	予算額 (積算額)	摘要
計		

第3号様式（第8条関係）

鹿屋市こどものプライバシー保護等設備等支援事業実績書

年 月 日

鹿屋市長 様

法人名
代表者名

1 導入実績

施設区分		施設名	
住所			
連絡先			
補助対象経費	円		

2 補助対象経費内訳及び所要額

品名	単価	数量	単位	金額
		×		= 円
		×		= 円
		×		= 円
		×		= 円
		×		= 円
補助対象経費①				円
収入額②				円
差引額③（①-②）				円
補助割合④				3/4
算出額⑤（③×④）				円
限度額⑥				75,000 円
補助金額【⑤と⑥を比較して少ない額】				円